

# 評議員会会議資料

(令和5年度第1回)

(定時評議員会)

令和5年6月26日(月)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

令和5年度 第1回 神栖市社会福祉協議会評議員会 次第  
(定時評議員会)

日 時:令和5年6月26日(月)

午前10時30分～

場 所:神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 任期満了に伴う役員を選任(案)について

議案第2号 令和4年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分  
収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

6. 閉 会

議案第1号

任期満了に伴う役員を選任（案）について

<提案理由>

現理事及び監事の任期（令和3年6月25日～令和5年度定時評議員会終結時の時まで）が、令和5年6月26日をもって満了することに伴い、定款第21条及び役員選任規程第2条の規定に基づき新たに役員を選任するものです。

別添の選任案について決議願います。

令和5年6月26日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和5年6月26日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和5年度 第1回 評議員会

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会役員選任規程（抜粋）

（理事）

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を営む団体の役員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

第2条関係別表

選出区分
1. 社会福祉事業を営む団体の役員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等
5. 議会
6. 行政関係者
合計(15～18名)

（監事）

第3条 監事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体から選任する。

- (1) 社会福祉法第44条に規定する財務管理について識見を有する者
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者

議案第2号 令和4年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第5条の規定に基づき、令和4年度の事業報告書及び収支決算について、以下の書類としてまとめました。審議の上、決議願います。

1 令和4年度事業報告書(概要)

定款第39条第1号に規定する事業報告書として作成しました。相談件数をはじめ各事業の実績を数字でまとめ、4年度の本会事業の全体像を示しています。

2 令和4年度事業報告書及び収支決算書

定款第39条第2号に規定する事業報告の附属明細書、及び第3号、第4号、第6号に規定する決算書(計算書類)をまとめて作成しました。4年度に実施した各事業の概要と事業実績の詳細、及び法人全体の決算の状況を報告しています。

3 令和4年度決算書附属明細書

定款第39条第5号に規定する明細書です。拠点区分、サービス区分単位の決算の状況をはじめ、経理規程第5条に定める各種明細書をまとめています。

なお、当協議会の令和4年度の業務執行状況、及び財産の状況につきましては、5月29日に、監事による監査が実施されており、次項に監査報告書(写し)を添付しております。

また、上記の事業報告及び決算にかかる関係書類は全て、6月7日付で理事会の承認を得ております。

令和5年6月26日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和5年6月26日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和5年度 第1回 評議員会


# 監査報告書

令和5年5月29日


社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

会長 石田 進様

監事

中山 照明 

監事

森本 政一 

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ・ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ・ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。

### (3) 監事からの意見

特にありません。

以上

## <資料> 本会定款、規程等（抜粋）

### < 定 款（令和4年4月改訂） >

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。

（構 成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権 限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（5）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（開 催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招 集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（議 長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決 議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 15名以上18名以内

（2）監事 2名

（役員資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

3 役員選任に関する規程は、別に定める。

（役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

<経理規程（令和2年10月 改正）>

(会計年度、計算関係書類及び財産目録)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に、次の計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書  |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表  | (8) 拠点区分事業活動計算書  |
| (4) 事業区分資金収支内訳表          | (9) 拠点区分貸借対照表    |
| (5) 事業区分事業活動内訳表          |                  |

3 付属明細書として作成する書類は下記とする。

- |                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書        | (10) 基本金明細書         |
| (2) 引当金明細書                    | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書 |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書             | (12) 積立金・積立資産明細書    |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書             |                     |
| (5) 借入金明細書                    |                     |
| (6) 寄附金収益明細書                  |                     |
| (7) 補助金事業収益明細書                |                     |
| (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書        |                     |
| (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 |                     |

4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第55条 会計責任者は、第5条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

(計算関係書類及び財産目録の監査)

第56条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。



2 会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

①計算書類を提出した日から4週間を経過した日

②計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日

(計算関係書類及び財産目録の承認)

第57条 会長は、第56条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

(計算関係書類及び財産目録の備置き)

第58条 会計責任者は、前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。